

【最近の動き】

1. 北京市知財苦情通報センターとの意見交換会開催

7月3日に中国日本商会 IPG と同センターの意見交換会が開催されました。センター側からは実際の業務の内容や現場を紹介。IPG 側からは日系企業の模倣品取締事例について説明しました。なお同センターでは昨年秋から今年5月までに受理した案件は、約4,600件で約250件を執行機関に移送。海外の案件は51%でその殆どは米国の案件とのこと。日系企業からの更なる利用の呼びかけがありました。

2. 「労働契約法」の公布。

労働契約法は、6月29日に全国人民代表大会常務委員会において公布され、第23条には、商業的秘保持及知的財産権に関する秘保持事項について約定できることが規定されています。当該規定によりますと、秘保持義務を負う労働者に対しては労働契約を終了又は解除した後の競業制限条項を約定することができますが、競業制限期間内（24条の規定により2年以内）に月極めで経済補償を支払う旨の約定しなければなりません。

なお、「労働契約法」の日本語訳をJETRO北京センター知財部のホームページに掲載しましたので、ご参照ください。

[http://www.jetro-pkip.org/upload\\_file/2007081034832237.pdf](http://www.jetro-pkip.org/upload_file/2007081034832237.pdf)

【知的財産権部からのお知らせ】

1. 異動のご挨拶

平素よりChina IP News letter をご愛読頂き誠にありがとうございます。

2007年7月23日より、後谷陽一の後任として谷山稔男がJETRO北京知的財産権部に着任いたしました。いたらぬ点多いと思いますが、皆様方からのご指導、ご鞭撻の程よろしくお願い致します。

【最新ニュース・クリッピング】

○法律・法規等

1. 北京市、特許や著作権の管理業務に意見発表（国家知識産権局 6月28日）
2. 7月1日から20の法律施行 農村出身者の知財出資に道（国知網 7月2日）
3. 労働契約法、知財関連の守秘義務を規定（国知網 7月2日）
4. 国家知財局、特許出願窓口の管理めぐり新规定公布（国知網 7月1日）
5. 北京市、展示会における知財保護規定で一般意見募集（国知網 7月7日）
6. ソフトウェア産業で全国初の地方法規 江蘇省（法制日報 6月29日）

○中央政府の動き

1. 科学技術部など4部門がサポート 天津にバイオ医薬研究拠点（科技日報 6月27日）
2. 中独両国、知財保護など経済貿易協力で合意（新華社 6月27日）
3. 国家知財局、特許等の検索サービスシステム構築を検討（国家知識産権局 6月25日）
4. 最高裁：外資系企業に関する知財案件の審理強化を（新華網 7月5日）

5. 国家知財局長：米国はWTO提訴を取り下げるべき（新華社 7月4日）
6. 中国とEU、地理的表示を相互保護へ（新華網 7月11日）
7. 国家知財戦略の発表、延期へ（法制日報 7月11日）
8. 国家知財局、アフリカの知財組織と協力協定を締結（国知網 7月5日）
9. 国家知財局長、欧州特許局局长とテレビ会議で協定締結（国家知識産権網 7月18日）
10. 中・米など各国、共同で「深セン宣言」採択 知財犯罪撲滅へ（法制日報 7月26日）
11. 最高検察院、行政・司法の情報共有プラットフォームを提案（法制日報 7月26日）
12. 中国、知的財産権侵害事件で国際協力強化（新華網 7月25日）
13. 公安部、重点連絡企業を指定、知財保護を強化へ（新華網 7月25日）

#### ○地方政府の動き

1. 深セン市、知的財産権の一括管理を模索へ（広州日報 6月26日）
2. 中日間の知財保護プラットフォーム、北京に設置へ（中国貿易新聞網 7月5日）
3. 広東、知財関連の刑事訴訟で初の公開審理（中国知識産権報 6月25日）
4. 広東省の知財当局、公安厅と共同で犯罪対策（国知網 7月11日）
5. 上海、上半期の外国ブランド侵害摘発件数が6倍増（上海青年報 7月13日）
6. 広東と香港、知財権侵害の撲滅へ協力強化（中国新聞網 7月13日）
7. 北京・天津の特許技術取引センター、協力協定を締結（国家知識産権網 7月26日）
8. 澳門特区政府、知的財産権の保護策継続を表明（新華社 7月24日）

#### ○司法関連の動き

1. 華立のサムスン携帯特許侵害訴訟、開廷は年末に延期（人民網 6月26日）
2. 日産車を模倣した長城汽車の意匠権 無効確定（京華時報 7月4日）
3. 日本企業の商標を無断使用 3被告に有罪の一審判決（知識産権報 7月14日）
4. 音楽サイトが検索エンジン提訴 賠償要求額は1億元（Tom 7月19日）
5. 温州の民営企業、特許めぐる訴訟で米企業に勝訴（経済情報聯播 7月19日）
6. 北京企業がGoogleを提訴 中国語商標「谷歌」めぐり（CCID ネット 7月16日）
7. 公安部、知財侵害の十大事件を公表（国家知識産権網 7月25日）

#### ○統計関連

1. コンテンツ産業が力強い伸び、06年は生産額5123億元（新華社 6月28日）
2. 中国、地理的表示の登録数が251件に 法整備進み（中国新聞網 6月27日）
3. 07年GDP成長率、前年を上回る見込み 10.9%（新華社 7月5日）
4. ソフト登録件数が記録更新 上位は北京・広東・上海（新華網 7月11日）
5. ブランド戦略で農業振興へ 農産品の商標登録37万件（新華網 7月4日）
6. 国家知財局：上半期の特許出願・権利付与が急増（国家知識産権網 7月19日）
7. 知財侵害案件3700件以上摘発 「山鷹二号」特別行動（新華網 7月25日）

#### ○その他知財関連

1. 地理的表示をめぐる国際シンポジウムが北京で開幕（新華社 6月27日）
2. 漢方薬の特許に初の国際認定 英企業と契約（人民網 6月26日）
3. 中国国際航空のブランド価値、235億元（人民網 6月25日）
4. 北京・秀水街市場、偽造品販売の90店舗と契約打ち切り（京華時報 7月3日）
5. 老舗のブランド価値番付、トップは「茅台」（東方今報 7月10日）
6. 北京で「国際著作権フォーラム」、各国から参加者（新華網 7月19日）
7. 「平谷大桃」の地理的表示、EUで承認へ（新華網 7月18日）

8. 2010年までの5年間、ハイテク関連の特許倍増が目標（新華網 7月9日）  
9. 中国、世界で初の「青少年知的財産権保護宣言」を発表（中国青年報 7月25日）

●ニュース本文

○法律・法規等

★★★1. 北京市、特許や著作権の管理業務に意見発表★★★

北京市政府はこのほど、「政府投資プロジェクトの専利及び版權の管理業務に関する意見」を発表した。政府投資プロジェクトに関する特許や著作権などの管理についての関連規定が盛り込まれたほか、市政府の各部門の管理責任も明確に示している。

「意見」は、各関連部門の特色に合った管理責任制度を整えることで、政府投資プロジェクトのバランスを最適化し、政府の投資リスクを低減するよう要求。市政府の関連部門に対し▽特許や著作権などの管理の重視▽政府や市場の誘導作用の発揮▽政府投資プロジェクトに関連する知財権の所在の明確化▽国有無形資産の価値の確保・上昇——を求めるとともに、これら特許や著作権などの運用を奨励している。また、政府関連部門の管理責任に具体的に定め、制度体系の構築を求めている。（国家知識産権局 2007年6月28日）

★★★2. 7月1日から20の法律施行 農村出身者の知財出資に道★★★

中国では7月1日から、計20種の法令（法律、法規、規約）が施行される。うち国家法規は8種、地方法規は12種。うち農村部の事業組織「農民專業合作社」について定めた「農村專業合作者登記管理条例」は、出資方式や業務範囲、構成員資格などを規定したほか、知的財産権などの無形資産による出資を認めている。

同法は、農民專業合作社が市場のプレイヤーであることを明確にした上で、その組織や行為を規範化することで、農家の生産拡大や農産物の市場競争力の強化を助け、農家の増収を促す狙いがある。中国が推し進める「社会主義新農村」の建設に向けた政策の一環。（国知網 2007年7月2日）

★★★3. 労働契約法、知財関連の守秘義務を規定★★★

全国人民代表大会（全人代）常務委員会は6月29日、「労働契約法」を公布した。同法は雇用者と労働者の企業秘密保持や、知的財産権に関する守秘義務について規定している。

「労働契約法」の第2章第23条によれば、雇用者と契約者の労働契約書の中に、企業秘密や知財に関する守秘義務を盛り込むことができる。守秘義務を負う労働者に対して、雇用側は労働契約書または秘密保持協定書の中に、競業規制に関する条項を加えることができ、労働契約終了後の競業規制期間には、月ごとに労働者に経済的補償を行う。労働者が競業規制に違反した場合、規約に基づいて雇用者に違約金を支払う。

「労働協力法」に競業規制が盛り込まれたのは、イノベーションや公平競争を促進する狙いがある。競業規制の対象は、経営層や上級技術者など守秘義務を負うべき人員に限られる。競業規制の範囲、地域、期限は雇用者と労働者の協定により定めるが、2年を超えてはならない。

「労働契約法」は労働契約の履行と変更、解除、終了、団体契約、短時間労働（パートタイム）など8つの章に分かれる。2008年1月1日から施行される。（国知網 2007年7月2日）

★★★4. 国家知財局、特許出願窓口の管理めぐり新規定公布★★★

国家知識産権局はこのほど、特許・実用新案・意匠（3種合わせて専利と総称）の出願

窓口となる「専利代弁処」の新管理規定を公布した。特許出願などの業務増加に合わせ、代弁処の管理を強化する狙いがある。新規定は、各地の専利代弁処の権限や業務範囲、規範管理、関連制度の構築について、詳細な規定を設けている。

新規定は 2007 年 7 月 1 日から施行される。現行の旧管理規定は同時に廃止される。(国知網 2007 年 7 月 1 日)

#### ★★★5. 北京市、展示会における知財保護規定で一般意見募集★★★

北京市が年内の成立を目指す「北京市展示会知的財産権保護方法」案に関する民間からの意見募集が 7 月 5 日にスタートした。意見は同市政府ウェブサイト「首都之窗」や北京市法制事務室ウェブサイトと同 21 日まで受け付ける。同方法の制定は、北京市法制事務室の 07 年立法活動の目玉となる。

同規定は、展示会の出展者が起こしうる知的財産関連のトラブルに対し、主催者が事前に行うべきチェックについて定めている。主催者が必要性を認めた場合、出展者や出展項目に関する知的財産権の状況を審査した上で、他者の権利を侵害するおそれのある出展項目を拒否できる。主催者の保護措置が不十分だったために社会的な悪影響が生じた場合、政府の展示会主管部門が主催者に警告を出すほか、重大な場合は次回展示会の開催を認可しないなどの措置を取ることができる。

北京市法制事務室の関係責任者によれば、同規定は展示会分野では全国初となる地方的な知財保護法規として、各種展示会、博覧会、交易会、即売会などにおける特許、商標権、著作権などを保護する主旨で制定された。特に開催前の保護対策に重点を置くことで、トラブルを回避する狙いがある。(国知網 2007 年 7 月 7 日)

#### ★★★6. ソフトウェア産業で全国初の地方法規 江蘇省★★★

「江蘇省ソフトウェア産業促進条例」に関する記者会見が 6 月 29 日、南京市で行なわれた。同条例は 5 月 30 日、江蘇省人民代表大会常務委員会第 30 回会議の審議で可決されており、7 月 1 日から全省で施行される。

同条例は、ソフトウェア産業分野では全国初となる地方法規であり、特定の産業分野を対象とする法規制定は同省でも初めて。同条例の制定は、ソフトウェア産業の発展を最優先に位置づける江蘇省の姿勢を反映している。

同条例は 6 章 48 条からなり、総則と付則のほか、人材確保、知的財産権、サービス指導、支援措置等の部分がある。(法制日報 2007 年 6 月 29 日)

### ○中央政府の動き

#### ★★★1. 科学技術部など 4 部門がサポート 天津にバイオ医薬研究拠点★★★

科学技術部、商務部、衛生部、食品薬品监督管理局、天津市政府が共同で進める「国家バイオ医薬国際イノベーションパーク」事業の始動式が 6 月 26 日、天津滨海新区で行われた。戴相竜・天津市長、徐冠華・前科学技術部長が、天津国際連合研究院の建設模型の除幕を行った。

同パークの建設プロジェクトは 2006 年 6 月、当時の徐冠華・科学技術部長と戴相竜・天津市長の議定書締結により決定した。

パークの建設は、科学技術部など 4 部門と天津市による「四部一市」体制により進められる。今後 5~10 年をかけ、▽優れた医薬研究人材・チームの招請や育成▽医薬関連の企業・研究機関の誘致や創立▽独自の知的財産権を持つ医薬品の開発加速——を推進。「国内をリードし、世界に知られるバイオ医薬パーク」を目標に、研究開発、インキュベーション(産業孵化)、生産・取引を統合したバイオ医薬イノベーションの集積地を形成する。国のバイオ医薬産業の人材、研究開発、医薬品生産・取引の基地として、中国のバイオ医薬産業の発展を加速する狙いがある。

天津市の楊棟梁副市長によれば、共産党天津市委員会、天津市政府は同パークに大量の人材、物資、資金を投入し、2008 年中に公共技術サービスの拠点となる研究開発・インキュベーション事業のオフィスを建設する方針だ。これにより、海内外から誘致するバイオ医薬関連の人材に、一流のハードウェア・ソフトウェア環境を提供する。（科技日報 2007 年 6 月 27 日）

#### ★★★2. 中独両国、知財保護など経済貿易協力で合意★★★

中国とドイツは 27 日、経済協力合同委員会の第 13 回会議を北京で開いた。双方は石炭と炭鉱の安全、商業関連法、貿易統計、標準化などをめぐる協力について、踏み込んだ討論と意見交換を行い、多数の合意に達した。

合意内容には▽知的財産権の保護▽石炭と炭鉱の安全に関する協力▽二国間貿易のバランスの取れた発展促進▽双方向の投資奨励▽東北地方の旧工業基地振興事業へのドイツ企業参加——などが含まれる。

中国の薄熙来商務部長、ドイツのグロス経済相が共同で会議の進行役を務めた。（新華社 2007 年 6 月 27 日）

#### ★★★3. 国家知財局、特許等の検索サービスシステム構築を検討★★★

国家知識産権局はこのほど、特許・実用新案・意匠の検索サービスシステムに関する作業会議を開いた。

会議では、同局情報化事務室の幹部が、検索サービスシステムの背景や事前作業の進展状況を説明。同システム構築事業は、第 11 次五カ年計画の一環として行われる知的財産権の情報化事業として、今年 4 月に正式にスタートしている。

利用者のニーズに合わせた準備や改善を進めるため、事業管理指導チームはこれまでの調査検討を土台に、システム機能の初期設計を実施。また、初期設計に合わせてプロジェクトを 15 項目の特別作業、12 項目の研究作業に分割した。これら作業は、国家知識産権局内の関連機関や部門が担当する。（国家知識産権局 2007 年 6 月 25 日）

#### ★★★4. 最高裁：外資系企業に関する知財案件の審理強化を★★★

最高人民法院の万鄂湘副院長は 7 月 4 日、「全国高級法院院長座談会」に出席した。万院長は、外国企業や「三資企業」と呼ばれる外資系企業をめぐる知的財産権関連の案件について、約束の履行、国情の考慮、平等な保護を原則に、内外双方の当事者や利害関係者の合法的な権利を守るよう、各クラスの人民法院に求めた。

万院長は、地方保護や業界保護の排除と同時に、事実上の超国民待遇の防止も必要との原則を明確に示した。

万院長はさらに、「知財侵害に対する制裁を強化し、侵害者への民事的制裁に留意しつつ、故意の侵害者が十分な制裁を受けるようにすべきだ」と述べた。（新華網 2007 年 7 月 5 日）

#### ★★★5. 国家知財局長：米国は WTO 提訴を取り下げるべき★★★

国家知識産権局の田力普局長は 7 月 3 日、同局が世界知的所有権機構（WIPO）と共同で開催した「政策決定者知的財産権ワークショップ」で取材に応じた。田局長は、中国政府が海賊版撲滅や知産保護などに大きな努力を払っていると指摘。米国が知財問題をめぐり世界貿易機関（WTO）に中国を提訴していることについて、「道理に合わず、取り下げるべき」と述べた。

田局長によれば、中米両国は現在、WTO の枠組み内での折衝を続けている。中国にとっては初のケースになるため、結果は予測しがたいものの、中国は WTO のルールに基づき、全力で対応する構えだ。

「多くの事実が示すように、中国政府は知的財産権の保護や法執行（エンフォースメン

ト)に大きな努力を払い、目覚ましい成果を挙げている。こうした状況の中、米国が中国の努力を無視して WTO に提訴したのは、道理に合わず、取り下げるべきだ」と田局長は述べた。

中国では近年、外資系企業を巻き込む知財トラブルが大幅に増え、被害の規模や範囲もますます拡大している。田局長は、知財が国際競争の一つの焦点になっているのは現実であり、知財トラブルの多発期は予想より早く訪れたと指摘する。(新華社 2007 年 7 月 4 日)

#### ★★★6. 中国と EU、地理的表示を相互保護へ★★★

国家質量監督検閲検疫総局は 11 日、同局と EU 農業総局が相手方に保護に申請する地理的表示製品 (GI) 関連文書 10 件を交換したと発表した。これにより、地理的表示に関する中国・EU の提携分野で、実質的な進展が得られることとなった。

中国側が今回提出した製品リストにあるのは、平谷大桃、竜口春雨、竜井茶、陝西リンゴ、東山ホワイトアスパラ、カン溪ザボン、金郷ニンニク、鎮江香酢、蠡県麻山薬、塩城ロブスター。

中国では現在、地理的表示に関する法規・基準システム、専門家による評価システム、品質保証システム、検測定システム、偽造劣悪品取締システムなど各システムがほぼ完備されている。同局はすでに竜井茶、紹興酒、マオタイ酒など約 700 種の製品に対する地理的表示製品保護を実施している。(新華網 2007 年 7 月 11 日)

#### ★★★7. 国家知財戦略の発表、延期へ★★★

年内の発表が予定されていた「国家知的財産権戦略」について、関係者はこのほど発表時期が延長される可能性があることを明らかにした。

国家知識産権局の林炳輝副局長は 4 月に開かれた「全国知識産権局局長会議」で、同戦略の発表後、知財関連活動の重点は戦略の制定から実施に移ると述べている。

中国の国家知的財産権戦略の制定活動は 05 年 8 月に始まり、総綱領と 20 の専門分野に分かれる。(法制日報 2007 年 7 月 11 日)

#### ★★★8. 国家知財局、アフリカの知財組織と協力協定を締結★★★

国家知識産権局とアフリカ地域工業所有権機関 (African Regional Industrial Property Organization、ARIPO) による知的財産権協力協定の調印式が 7 月 4 日、北京で開かれ、国家知識産権局の田力普局長と ARIPO のシバンダ (Sibanda) 事務局長が調印した。式典に先立ち、田局長とシバンダ事務局長は双方の知財分野における関心事について会談した。

双方は会談で、ハイレベルの相互訪問メカニズム、伝統知識や遺伝資源分野での協力と交流、専門家育成などの問題で合意した。田局長は会談の最後に「今回の協力は発展途上国間の協力であり、ARIPO との交流にとどまらず、SIPO と ARIPO の加盟国が相互に学びあうチャンス」と指摘。「今回の会談や協定締結は、双方の協力のよいスタートであり、今後も安定した発展が得られるだろう」と述べた。(国知網 2007 年 7 月 5 日)

#### ★★★9. 国家知財局長、欧州特許局局长とテレビ会議で協定締結★★★

国家知識産権局の田力普局長と欧州特許局 (EPO) のアラン・ポンピドー局長はこのほど、テレビ会議を通して「両局の未来に向けた二者業務協力枠組み協定」に調印した。国家知識産権局にとって、テレビ会議の形で協定の調印が行われた初のケース。

同協定は 1985 年 6 月 11 日に両局間で締結された最初の二者協力枠組み協定を基に、補充や改善を加えたもの。内容は人的資源、情報化のノウハウ、知的財産権に関する意識など多方面にわたる。同協定は、知財分野における両局の協力にとって、重要な意義を持つ。(国家知識産権網 2007 年 7 月 18 日)

★★★10. 中・米など各国、共同で「深セン宣言」採択 知財犯罪撲滅へ★★★

「2007年中国知的財産権刑事保護フォーラム」で、中国、米国、英国、オーストラリア、ニュージーランド、日本などの諸国や、世界知的所有権機関（WIPO）、国際刑事警察機構（ICPO）の全会一致により、「深セン宣言」が採択された。同宣言は、知的財産権の保護のための国際法執行（エンフォースメント）活動に関する情報交換や協力を強化し、知財侵害による犯罪の共同取り締まりを強化する主旨。

「深セン宣言」は、知財侵害という犯罪行為について、「権利人の合法的権利を著しく侵害し、経済の競争秩序を破壊し、社会の信用や道徳を損ない、消費者の生命の安全や身体的健康を損ない、科学技術の進歩や文化の伝達を阻害し、国際貿易の健全な発展を妨げるものであり、国や経済、社会の発展に重大な害を及ぼす重要問題である」と指摘。知財侵害という犯罪を厳しく取り締まることは、法執行機関が担うべき当然の責務であるとしている。

同宣言はさらに、各国の司法機関や法執行機構、政府関連部門、企業に対し、「協力して試練に立ち向かい、保護により発展を促す」という原則に従い、刑事部門による知財保護を共同で強化するよう呼びかけている。法執行の面では、法執行部門による国際協力を強化し、知財侵害の犯罪の産業化の特徴に対し、入念に、全プロセスに対する取り締まりを展開し、生産から貯蔵、運輸、輸出入、販売にいたる各プロセスや、国際的な犯罪ネットワークの撲滅を図り、知財侵害の国際犯罪を取り締まるための国際協調メカニズムを確立するとしている。（法制日報 2007年7月26日）

★★★11. 最高検察院、行政・司法の情報共有プラットフォームを提案★★★

最高人民検察院偵査監督庁の劉福謙処長はこのほど、「2007年中国知的財産権刑事保護フォーラム」で、知的財産権に関する行政法執行部門・刑事司法部門による情報共有プラットフォームの早期構築を提案した。これにより、知財案件の処理が行政処罰に偏り、刑事的責任の追求が少ないといった問題を解決する狙いがある。劉処長は「現在の司法の実践においては、罰金により刑を免れるケースがある程度存在する」と表明。知財侵害のうち犯罪に当たるケースであっても、行政法執行機関が刑事法執行部門への迅速な送致が行われていない問題を指摘した。

最高人民検察院は今年3月、国家知的財産権保護弁公室に対し、オンライン連携による全国的な情報共有メカニズムの構築を提案している。各クラスの行政法執行部門と同クラスの監察機関、公安機関、検察機関の間で、コンピューターによる情報管理技術を十分に活用しながら、情報共有メカニズムを構築するもの。同メカニズムでは、行政法執行機関が案件を処理する場合、必ずネットワーク上で関連情報を提供し、監察機関や公安機関、検察機関の監督や審査を受けることになる。

劉処長は「知的財産権情報プラットフォームの完成後、行政処罰のすでに行われた知財侵害が、ネットワークを通じて犯罪に当たることが発覚した場合、関連部門が迅速に監督に当たり、当事者の刑事責任を法により追求することができる。これにより、罰金により刑事罰を逃れたり、犯罪が放置されたりする状況を防げる」としている。（法制日報 2007年7月26日）

★★★12. 中国、知的財産権侵害事件で国際協力強化★★★

公安部は北京で24日、国際協力の強化による知的財産権侵害事件の取締り、重大な国際犯罪の摘発に関する状況を報告した。

中国と米国は04年に「春天行動」を展開し、海賊版ディスクを国際販売していた米国籍の容疑者を逮捕。同じく05年には「越洋行動」を展開し、11カ国にも及ぶ、偽薬品を製造・販売していた犯罪グループを粉砕した。公安局と米連邦捜査局（FBI）は今月6～16

日に合同捜査行動「夏至」を展開、海賊版ソフトを生産・販売していた大規模な国際犯罪 2 件の摘発に成功した。

中国と米国は今年 3 月、知的財産権の刑事法執行に関する作業部会を正式に設置した。公安部経済犯罪捜査局の高峰副局長は 24 日、「中国と米国のエンフォースメント当局間の協力は最も効果的なものだ。われわれは他の国に対しても一貫してオープンで積極的な姿勢を取っているが、残念なことに米国以外の国とはまだ効果的な協力が行われていない」と指摘した。（新華網 2007 年 7 月 25 日）

### ★★★13. 公安部、重点連絡企業を指定、知財保護を強化へ★★★

公安部（警察）は近く、中国・外国企業を対象に「重点連絡企業」メカニズムを導入する計画だ。全国の公安機関を動員して、犯罪に当たる知財侵害を厳しく取り締まり、刑事部門による知財保護の面で企業が直面する問題、困難の解決を助ける。公安部経済犯罪捜査局の高峰副局長が 24 日、深センで開かれた「2007 年中国知的財産権刑事保護フォーラム」で明らかにした。

高副局長は「公安機関は中国・外国の知財権所有者との意思疎通や協力を強化し、手を携えて犯罪にあたる知財侵害行為の予防、発見、取り締まりを行い、知財情報登録制度の整備を段階的に進め、強固な協力パートナーシップを形成する」と述べた。（新華網 2007 年 7 月 25 日）

## ○地方政府の動き

### ★★★1. 深セン市、知的財産権の一括管理を模索へ★★★

深セン市政府は 6 月 25 日、幹部クラスによる知的財産権作業会議を開き、今後の知財関連業務を指示した。同市は先に発表した「2007 年知的財産権推進計画」の中で、商標、専利（特許・実用新案・意匠）、著作権の一括管理を打ち出し、このほど第一歩として特許・実用新案・意匠と著作権の一括管理を導入した。商標に関する管理や法執行（エンフォースメント）は、まだ工商部門が担当している。国家知識産権局は 25 日、深セン市を「国家知的財産権モデル都市創建市」に認定していた。

会議では、「深セン市知的財産権優位企業」の表彰が行われた。表彰活動は今回が 2 回目で、20 社が新たに同称号を獲得。「深セン市知的財産権戦略要綱」に基づき、深セン市は今後 5 年以内に 100 社以上の「知的財産権優位企業」を育成する方針だ。昨年 の第 1 回表彰活動では、華為、中興通信などが表彰されている。

同市は今年、企業を対象とする正規版ソフトウェア推進活動にも力を入れる計画だ。大企業の正規版ソフト使用状況を調査し、優れた成果を挙げた企業を表彰する。一方、海賊版ソフトの使用が目立った企業の「ブラックリスト」を公開し、悪質な場合は法的な処罰も行う。（広州日報 2007 年 6 月 26 日）

### ★★★2. 中日間の知財保護プラットフォーム、北京に設置へ★★★

北京市知的財産権保護通報センターは 7 月 3 日、設立 1 周年を記念して、「第 2 回対外開放デー」と「日本企業北京駐在事務所開放デー」が開催された。中日両国の意思疎通や交流を深め、双方の企業の知的財産権を守るとともに、中国の知財保護に関する広報を強化し、知財保護面の成果を PR する狙いがある。

同センターの統計によれば、2007 年 6 月末現在、通報受付ホットライン「12312」が受け付けた通報電話、法律相談は計 5122 件に達した。法執行（エンフォースメント）部門へ処理を依頼した案件は 317 件で、うち 45%に当たる 142 件は外国人からの通報。同センターのホウ鉄・主任補佐（ホウはまだれに龍）によれば、受け付けた通報のうち、処理を完了した案件は 80%以上で、残りは協議中だ。また、処理は迅速で、通常の案件であれば 3 営業日で処理、または他機関への処理依頼を終了する。成立から 1 年間、センターは効

率の高いサービスをモットーに業務を展開している。

日本貿易振興機構（JETRO）北京センター知的財産権部の秋葉隆充副部長も、北京市知財保護通報センターの業務について、「サービスセンターは知的財産権の保護に大きく貢献し、商標権、著作権、特許権、企業秘密などの侵害を効果的に抑えている」と評価。北京に拠点を置く日本企業に知財保護関連の情報を提供するだけでなく、日本政府、企業、知財権所有者の橋渡し役も担っている点を挙げた。さらに、こうした業務姿勢が、北京市の国際影響力の向上、優れた対外開放環境、知財保護を推進する上で、重要な意味を持つと指摘した。（中国貿易新聞網 2007年7月5日）

### ★★★3. 広東、知財関連の刑事訴訟で初の公開審理★★★

広州市天河区法院（裁判所）はこのほど、登録商標の侵害をめぐる刑事訴訟で、初の公開審理を行った。広東知的財産権保護協会と司法審判機関が合同で進める「知的財産権公開法廷」の最初の案件として、公開された。広州市で知財関連の刑事訴訟が公開されたのは初めて。

「知的財産権公開法廷」は、法律手続きや訴訟のこつなど、法律知識の普及を目的に行われており、企業などの知財保護を強化する狙いがある。広東知的財産権保護協会の唐善新会長によれば、今年はこのほか、商標や特許、著作権、企業秘密などに関する民事訴訟、刑事訴訟を対象に、同活動を展開する計画だ。（中国知識産権報 2007年6月25日）

### ★★★4. 広東省の知財当局、公安厅と共同で犯罪対策★★★

広東省知識産権局はこのほど、同省公安厅と共同で、知的財産権に関する違法行為や犯罪について座談会を開いた。座談会では、行政部門の法執行活動（エンフォースメント）と刑事部門の司法活動との連携を図る上で、実際に直面した問題が話し合われた。

重点的に検討されたのは、法執行連絡室の設置、他者が所有する特許技術等の偽装の共同捜査など。座談会で双方は活発な議論を展開。良好かつ密接な協力関係や相互協力により、知的財産の侵害にあたる違法行為や犯罪を共同で取り締まることで合意した。（国知網 2007年7月11日）

### ★★★5. 上海、上半期の外国ブランド侵害摘発件数が6倍増★★★

上海市工商行政管理部門による取り締まりで、商標をめぐる違法行為が相次いで摘発されている。今年上半期に摘発された商標関連の違法行為は1104件（前年比11.2%増）、被害額は1億100万元（同128%増）に上り、科された罰金は1652万2000元（同147%増）。うち、外国ブランドに対する大規模な商標権侵害が大幅に増え、被害額は30万元以上の案件が13件（同550%増）、罰金10万元以上の案件が10件（同25%増）あった。外国ブランドに対する商標侵害は、衣料品、バッグ類、腕時計などの日用品に集中している。（上海青年報 2007年7月13日）

### ★★★6. 広東と香港、知財権侵害の撲滅へ協力強化★★★

広東省と香港特別行政区の知的財産権保護協力特別チームによる第6回会議が7月12日、広州で開かれた。両地域の知財管轄・法執行（エンフォースメント）部門の幹部が、知財協力の最新状況を報告するとともに、次年度の協力事項を検討した。

会議では、双方の政府が広東・香港における企業向けに、知財運用による富の創造についての広報を行うほか、多地域にわたる知財権侵害案件の対策で双方の知財部門が協力を強化することで合意した。

過去10年近く、広東・香港の両地域による知財保護のための協力は、目覚ましい成果を挙げている。双方の税関は案件操作協力メカニズムを構築、多地域にまたがる権利侵害案件の捜査協力を積極的に展開している。また、知財保護のための合同取り締まり活動のメ

カニズムをつくり、特別期間中に専門人材を配備し、特定の税関施設や事項を対象とする合同取り締まり活動を実行、地域にまたがる権利侵害行為の撲滅を図っている。

広東・香港の知財保護協力特別チームは03年8月の「第6回広東香港合同会議」での合意により発足した。両地域の知財分野における交流と協力が主旨。（中国新聞網 2007年7月13日）

#### ★★★7. 北京・天津の特許技術取引センター、協力協定を締結★★★

国家専利技術（北京）展示交易センターと国家専利技術（天津）展示交易センターによる戦略協力契約の締結調印式が7月24日、北京財産権取引センターで行われた。両センターの責任者が契約書に調印した。調印式には天津市知識産権局、北京市知識産権局、国家知識産権局協調管理司の幹部が出席した。

国家知識産権局は現在、新情勢に対応するためのプロジェクトとして「全国専利技術展示交易センタープラットフォーム計画」の実進を進めており、全国から指定地域を選び、国家専利技術展示交易センターの整備を進めている。現在、すでに19カ所のセンターが認定を受けている。（国家知識産権網 2007年7月26日）

#### ★★★8. 澳門特区政府、知的財産権の保護策継続を表明★★★

澳門（マカオ）特別行政区政府の譚伯源・経済財政司長は23日、引き続き知的財産権保護の最良の措置を講じるとともに、国際基準に歩み寄ることで、地域における澳門の競争力を引き上げる方針を明らかにした。

譚司長は同日開幕した「知的財産権および貿易ハイレベルフォーラム」で、「知的財産権の保護は一貫して、新しいアイデア、新製品、新たな技術発展、商業化の基礎と見なされてきた」と指摘。世界貿易機関（WTO）の一員として、「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS）」を履行していくと表明した。

澳門特区政府は近年、海賊版の厳格な取締りに向けた法整備を含め、知的財産権の保護強化のために一連の措置を講じてきた。

同フォーラムは世界知的所有権機関（WIPO）と国連アジア太平洋経済社会委員会（ESCAP）が主催。30余りの国と地域の代表が「知的財産権と貿易」「投資と競争の結びつき」「地域協定と発展基調」「知的財産権と公共衛生、発展状況」などについて、3日間集中的に協議する。（新華社 2007年7月24日）

### ○司法関連の動き

#### ★★★1. 華立のサムスン携帯特許侵害訴訟、開廷は年末に延期★★★

携帯電話メーカー・華立通信が韓国のサムスン電子の特許侵害で提訴した事件は、今月杭州中級人民法院で開廷予定だったが、サムスンが特許無効の抗弁書を提出したことにより、開廷審理が今年末に延期される見通しとなった。

華立通信は今年4月、韓国サムソンが「GSM/CDMA」デュアルモード携帯電話の生産プロセスで、華立通信の特許を侵害したとして提訴した。

華立通信集団会社の葛晨総裁は25日、記者取材に対し、「裁判所が提訴を受理した後、弊社は6月の開廷に向け準備を整えてきた。しかし、サムスンが国家知識産権局に弊社が保有するデュアルモード携帯電話特許の無効認定を申請したことで、開廷審理は早くも今年末にずれ込む見通しとなった。この申請が認められるか否かの結果が出る前に開廷する可能性はありえない」と語った。

葛総裁はまた、「中国の携帯電話業界が毎年海外企業に支払う特許費は百億ドルにのぼる。私たちが海外の知的財産権を極めて尊重しているのと同様、海外企業も中国企業が保有する知的財産権を尊重するよう期待している」と続けた。（人民網 2007年6月26日）

### ★★★2. 日産車を模倣した長城汽車の意匠権 無効確定★★★

日産自動車は長城汽車製「賽鈴」車に対する意匠権の無効請求が、このほど行政審査が終了した。国家知識産権局は今年 3 月に同車の専利権は無効との決定を下しており、その後 3 カ月以内に双方とも上告しなかったため同決定はすでに確定しているが、日産の中国法人はこの件についてコメントを控えている。

先日、日産知的財産権統括室の責任者が述べたところによると、賽鈴をめぐる意匠争いが一度証拠不十分のため取り下げられたが、日産側は再調査して証拠を集め、06 年 3 月、国家知識産権局に意匠権の無効宣告を再請求した。今年 3 月、同局は日産が提出した資料の審査を経て、賽鈴は日産「フロンティア」車とデザインが酷似しているとし、賽鈴の意匠権の無効を宣告した。

長城汽車宣伝部の商玉貴部長は 3 日、「両社間のトラブルは長年にわたる。長城は賽鈴のデザインの知的財産権を保有しており、いかなる権利侵害の問題も存在しない」と話し、日産側の説明については「全くわからない」と述べた。（京華時報 2007 年 7 月 4 日）

### ★★★3. 日本企業の商標を無断使用 3 被告に有罪の一審判決★★★

上海市浦東新区人民法院（裁判所）はこのほど、「TOYOTA」や「NISSAN」の商標を無断使用した商品を製造、販売していたとして起訴されていた被告 2 人を有罪とする一審判決を下した。うち王被告は懲役 3 年（執行猶予 3 年）と 2 万元の罰金、陳被告は懲役 3 年（執行猶予 3 年）と 1 万 5000 元の罰金が命じられた。また、「上海理光」、「RICOH」の商標を無断使用した史被告には懲役 9 カ月、罰金 5 万元が命じられた。

同法院は王被告、陳被告について、所有者の許可を得ないまま他者の商標を無断使用した行為は、「登録商標標識不法作成罪」に当たると判断。また、関与した印刷工場については、個人出資企業であり、利益や犯罪行為はいずれも個人に帰するとして、個人犯罪と判断された。さらに王、陳両被告の間には故意の共謀があったとして、共謀による犯罪として処分された。（知識産権報 2007 年 7 月 14 日）

### ★★★4. 音楽サイトが検索エンジン提訴 賠償要求額は 1 億元★★★

娯楽情報ウェブサイトの「娯楽基地」（www.5fad.com）は 7 月 17 日、大手検索エンジンの「百度」によるディープリンク行為の停止を求める訴訟を起こした。同サイトは以前にも「百度」を提訴した経緯がある。原告は、自身が著作権を持ち、ウェブサイト「娯楽基地」に掲載していた楽曲 1000 作品余りを、百度が無断で検索やディープリンクの対象にしていたことについて、百度の行為が原告への権利侵害にあたることを主張。検索やディープリンクの即時停止と賠償金 1 億元の支払いを求めている。北京市高級人民法院はすでに訴状を受理している。1 億元の賠償要求額は、知的財産権をめぐる国内訴訟案件の中では過去最高。

「娯楽基地」は、楽曲 1000 作品余りについて、完全な著作権とその隣接権を所有する。昨年にも数度にわたり、MP3 形式の楽曲作品に対する権利侵害で百度を提訴していた。今回の提訴で、著作権をめぐる百度との争いはよりエスカレートしたことになる。百度の提供する MP3 や画像などの専門検索機能が故意の権利侵害にあたるかどうか、依然として主な争点となっている。

「娯楽基地」の呉端平・最高経営責任者（CEO）は「検索エンジンによる専門検索は、ウェブサイト情報に対する検索であり、他者のコンテンツを直接入手するものであってはならない。権利者以外はすべてが義務者であり、MP3 音楽商品は著作権法による保護を受けなければならない」と述べる。同サイトはすでに数十回にわたり、百度に公開書簡を送り、楽曲に対するリンクを解除するよう求めた。しかし、百度は権利通知を無視しており、インターネット上で娯楽基地の提供する音楽作品を無償提供し続けている。

同案件は、近く開廷される見通し。（Tom 2007 年 7 月 19 日）

★★★5. 温州の民営企業、特許めぐる訴訟で米企業に勝訴★★★

中国企業が特許をめぐる海外企業に訴えられるケースが相次ぐ中、「米国企業ベスト500」にもランクインする米大手企業レビトン (Leviton) 社に提訴された温州市の民営企業が、3年余りに及ぶ訴訟を経て勝訴した。中国企業が知的財産権訴訟で米国企業に勝つのは初めてのことになる。

勝訴したのは温州市の民営企業・通領科技集団。04年、米国レビトン社はメカトロニクスに関する技術(558号特許)をめぐる、特許権を侵害したとして通領科技を提訴した。3年余りの訴訟を経た今年7月10日、米ニューメキシコ州の連邦地方裁判所は判決文の中で、通領科技集団が製造して米国に輸出したGFCI製品(コンセントの漏電などを防止する安全装置)について、レビトン社の米国特許第6246558番に対する侵害には当たらないとの判断を示した。レビトンは現在、通領科技との和解を模索しているという。

通領科技は同訴訟のために、すでに300万ドル余りの費用を費やしたという。(経済情報聯播 2007年7月19日)

★★★6. 北京企業がGoogleを提訴 中国語商標「谷歌」めぐり★★★

米国の検索エンジン大手Googleの中国法人はこのほど、同社の中国語商標の「谷歌」をめぐる、北京市の会社に起訴された。

訴えを起こした北京谷歌科技有限公司は、Google社の商標が自社の名称に酷似しているために、権利が侵害されたと主張している。北京谷歌科技は、多数のビジネスパートナーや顧客が同社とGoogle中国語版とを混同しているほか、Google中国版の利用者が北京谷歌科技へ問い合わせの電話をかけることもあるという。

「私たちはただ、Google社の名称を変えてもらいたただけだ。すでに意見をGoogleへ伝えた。将来、法廷を通じて効力が生まれることを願う」と、ロイター社の取材に応じた同社広報担当者は話す。実際、Google社の中国語名称は英語を漢字に音訳したものだが、北京谷歌科術の社名登録はGoogle社の商標登録に先立っている。

訴状はすでに北京海淀区法院に提出され、受理されている。これまで、北京谷歌科技有限公司は自社の製品やサービスの種類を明らかにせず、「現時点では都合が悪い」としている。他方、Google社は電話取材に対し、同件に対するコメントを拒否している。(CCID ネット 2007年7月16日)

★★★7. 公安部、知財侵害の十大事件を公表★★★

公安部(警察)は7月24日、深センで記者会見を開き、公安部が近年摘発した知的財産権の十大侵害事件を公表した。案件には偽造医薬品の生産・販売の国際犯罪などが含まれる。

中国の公安機関は2006年以降、犯罪に当たる知財侵害の取り締まりに力を入れ、積極的に新たな撲滅戦略を展開している。行政の法執行(エンフォース)部門との連携、企業との連携や情報交換、社会教育、取り締まりのための国際協力などを通じ、知財をめぐる刑事事件の取り締まりで目覚ましい成績を上げている。(国家知識産権網 2007年7月25日)

○統計関連

★★★1. コンテンツ産業が力強い伸び、06年は生産額5123億元★★★

国家統計局の初歩的な算定によると、2006年のコンテンツ産業の生産額は5123億元に上り、前年比17.1%増加した。増加率は同年の国内総生産(GDP)の成長率を6.4ポイント上回り、対GDP貢献度は3.41%で、GDPの伸びを0.36ポイント引き上げた。文化の体制改革および生産力向上の結果の現れだ。

コンテンツ産業の経済総量が拡大を続け、利益も増加している。06年の就業者数は1132万人で04年比136万人増加し、生産額は同1684億元増加の5123億元に達した。生産額の対GDP比は2.45%。生産額のうち「中心層」——報道、出版・発行・版權、放送・映画、文化芸術などに関するサービスの生産額は2038億元に上り、「周辺層」——ネットワーク、レジャー・娯楽、その他の文化関連サービスの生産額は874億元に達した。また「関連層」——文化用品、文化設備、その他の文化製品の生産・販売などに関する生産額は1920億元だった。就業者数の内訳は、中心層が34%、周辺層が17%、関連層が49%となっている。（新華社 2007年6月28日）

#### ★★★2. 中国、地理的表示の登録数が251件に 法整備済み★★★

世界知的所有権機関（WIPO）と中国国家工商行政管理総局の開催する「地理的表示国際シンポジウム（International Symposium on Geographical Indications）」が6月26日、北京で開催した。

国家工商行政管理総局の責任者はシンポで、「中国では地理的表示に関する法制度が日増しに進み、地理的表示に対する法的な保障が提供されるようになった」と述べた。同責任者によれば中国は2001年以降、法律・法規・規約・司法解釈という4つの方向から、商標に関する法制度を改正。「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS協定）」内の地理的表示に関する規則を取り入れ、国際ルールへの協調を図ってきた。これにより、中国にはすでに地理的表示を保護する法的な仕組みが構築されている。

中国が1994年に地理的表示を商標保護の範囲に含めて以来、登録された地理的表示はすでに251件を数える。うち大多数は農業製品。

同局はさらに、引き続きWIPOなど国際組織との協力を進め、地理的表示に関する国際ルールの制定や改正などに積極的に参加し、世界の地理的表示の保護に貢献する考えを示した。（中国新聞網 2007年6月27日）

#### ★★★3. 07年GDP成長率、前年を上回る見込み 10.9%★★★

国家情報センターマクロ経済情勢課題チームの予想によると、今年下半期の国内総生産（GDP）成長率は上半期をやや下回るが、通年の成長率は10.9%に達して前年をやや上回る見込みだ。経済情勢はなお上昇周期にあるという。

課題チームによると、第1四半期（1～3月）に比べて、現在の経済情勢は「急速過ぎる成長」から「過熱傾向」への転換が特に目立つという。対外貿易黒字の急激な拡大や、国際収支の一層の不均衡などを中心として、一連の問題点が相次いで引き起こされている。従来の問題点が解決されないばかりか、中には深刻化している問題もある。これと同時に、経済運営では通貨の過剰な流動性がバーチャル経済を刺激して非理性的な繁栄をもたらすといった新たな問題点も発生しており、たとえば資産価値の上昇バブル、不動産価格の急激な値上がり、株価の大幅上昇とそれを受けた大変動などが起きている。（新華社 2007年7月5日）

#### ★★★4. ソフト登録件数が記録更新 上位は北京・広東・上海★★★

中国版權保護センターは11日、上半期のコンピュータソフト登録件数が過去最高の1万1414件（前年同期比8.21%増）に達したと発表した。著作権登録が1万842件で全体の94.99%を占める。

著作権登録件数の上位は北京市（3962件）、広東省（1365件）、上海市（1261件）。さらに浙江省、江蘇省、福建省、山東省、湖北省、四川省、天津市が続いた。5位まではいずれも経済の発達した地区で、全体の72.68%を占めた。（新華網 2007年7月11日）

#### ★★★5. ブランド戦略で農業振興へ 農産品の商標登録37万件★★★

中国の農産品分野の登録商標は06年末現在、約37万件に達し、登録商標全体の13%となった。また、地理的表示(GI)の認定件数は219件に上る。登録商標は現在、農産品の市場流通を図る上での「通行手形」になりつつある。

国家工商行政管理総局商標局の安青虎局長はこのほど、「現在、農産品の消費は栄養重視、安全重視の新たな段階に入っている」と指摘。農村・農業・農民が抱える困難を克服する上で、ブランド戦略による農家の富裕化が重要な手立てになると述べた。国家工商行政管理総局が「馳名商標」に認定した有名ブランド800件余りのうち、農業関連は199件で、全体の26.5%を占め、穀物生産、林産、畜産、副食品生産、水産の各分野にわたる。茶葉の「安溪鉄観音」といった地理的表示も相次いで「馳名商標」の認定を受けている。(新華網 2007年7月4日)

#### ★★★6. 国家知財局：上半期の特許出願・権利付与が急増★★★

国家知識産権局が今年上半期に受理した特許・実用新案・意匠の出願は合わせて26万8926件で、前年同期の25万0703件を7.3%上回った。権利付与件数は16万7750件で、前年同期の11万9419件に比べ40.5%の増。

上半期の出願・権利付与状況の特色は次の通り。(1)特許・実用新案・意匠の出願総数は引き続き増えたが、伸びは鈍化した。出願総数は昨年までの7年間、20%程度の伸び率を維持してきたが、今年上半期の伸び率は前年同期比7.3%増で、ペースが鈍化している。うち意匠は高い増加率を示したが、特許は伸びが鈍化、実用新案はマイナス成長となった。(2)国内の特許出願件数の伸びが国外からの出願を上回った。国内・国外とも出願件数の伸びは鈍化した。国内からの出願件数の増加率が国外からの出願を3ポイント上回り、出願件数に占める割合は国内からの出願が国外を14ポイント近く上回った。

(3)国内からの申請の伸びは、職務による創造の増加による。職務による出願件数は前年同期比20%増、職務以外の出願は同1.4%減で、企業による出願が力強い伸びを見せている。(4)特許・実用新案・意匠とも権利付与件数が急増した。今年上半期の権利付与件数は同40.5%増で、審査能力が強化しつつあることが反映されている。(国家知識産権局 2007年07月19日)

#### ★★★7. 知財侵害案件3700件以上摘発 「山鷹二号」特別行動★★★

知的財産権侵害の犯罪活動を厳しく取り締まるために、全国の公安機関は2006年3月から「山鷹二号」特別行動を実施しているが、同年末までに様々な知的財産権侵害の案件3700件以上を摘発、関連金額は26億元に達し、容疑者5600人以上を検挙している。深センで24日に開催された「2007年中国知的財産権刑事保護フォーラム」で明らかにされた。

公安部の鄭少東・部長助理によると、2005年の商標専用権侵害取締りの「山鷹」行動が成し遂げた成果を基盤とした「山鷹二号」では、2005年の同じ時期に比べて摘発件数は31%、検挙した容疑者数は11%増加している。2007年上半期、全国の公安機関は知的財産権侵害の犯罪活動に対する断固とした姿勢を引き続き保ち、偽造や海賊版といった様々な知的財産権侵害の犯罪活動を効果的に抑止し、知的財産権権利人の合法的な権利と公平な競争という経済秩序を保護している。(新華網 2007年7月25日)

#### ○その他知財関連

##### ★★★1. 地理的表示をめぐる国際シンポジウムが北京で開幕★★★

地理的表示(GI)国際シンポジウムが26日、北京で開幕し、国务院の呉儀副総理(国家知的財産権保護工作グループ長)が開幕式に出席してスピーチを述べた。新華社のウェブサイト「新華網」が伝えた。

呉副総理はスピーチの中で、「中国政府は知的財産権の保護を非常に重視しているとともに、知的財産権を利用して経済発展を促進している。中国は30年に満たない間に先進

国が 100 年間かかって歩んできた道を歩み、目覚しい成果を上げた。中国政府はこれまでと同様、知的財産権保護の責任と義務を果たし、世界各国や関連国際機構との交流・や協力を強め、ともに知的財産権の保護を行っていききたい」と述べた。

呉副総理はまた、世界知的所有権機関（WIPO）が地理的表示を利用して経済・と農村の発展の促進を行っていることに対して称賛を表し、中国における商標の主管機関がここ数年、地理的表示を利用して農業の効率アップ、農民の収入アップをはかり、農村発展において成績を上げたことについて肯定の意を表した。（新華社 2007 年 6 月 27 日）

#### ★★★2. 漢方薬の特許に初の国際認定 英企業と契約★★★

中国軍事医学科学院と英国のバイオ製薬企業がこのほど、協力合意書に調印した。英企業は痴呆症に有効な漢方薬「NJS」の特許使用権を獲得し、米国、英国、ドイツなどの市場開拓を担当する。漢方薬が特許使用権譲渡の方式で国際市場に進出するのは初めてで、NJS も国外企業に特許が認定された初めての漢方薬となる。

軍事医学科学院の放射・輻射医学研究所の馬百平研究院をリーダーとする研究チームは、10 年以上をかけて NJS の新薬臨床研究を完成させた。同研究はこれまでに、中国、米国、韓国で特許権を取得している。（人民網 2007 年 6 月 26 日）

#### ★★★3. 中国国際航空のブランド価値、235 億元★★★

世界ブランド研究所（WBL）はこのほど、中国国際航空会社のブランド価値は昨年の 188 億 9600 万元から約 46 億元増の 235 億 2300 万元に達し、「中国ブランドトップ 500」順位は昨年の 32 位から 27 位にランクアップしたことを明らかにした。同会社はこれ以前に、WBL が 6 月 13 日に米ニューヨークで発表した 2007 年度世界ブランドトップ 500」にもランクインしている。

同会社の保有航空機数は 2006 年末時点で計 207 機、2006 年の年間安全飛行時間数は 70 万 4 千時間。（人民網 2007 年 6 月 25 日）

#### ★★★4. 北京・秀水街市場、偽造品販売の 90 店舗と契約打ち切り★★★

衣料品などで知られる秀水街市場は 7 月、販売している衣料品・小物類の一部または全部が有名ブランドの偽造品だったとして、テナント 90 店舗との契約を打ち切り、立ち退きを求めた。同市場が大量の店舗の立ち退きを求めたのは、今回が初めて。市場側は、空きスペースを利用して絹織物の専門街や老舗街を新設する予定。

同市場部門責任者の汪自力氏によれば、今回立ち退きを求めた 90 店舗は、3 階に集中している。商品の一部または全部が有名ブランドの偽造品だったため、権利所有者がこれら店舗を通報していた。汪氏によれば、同市場は 2006 年にも工商行政部門の処分を受けた偽造品店舗の立ち退きを行っている。今回の大規模立ち退きも前回と同様、「偽造品市場」の汚名を返上し、老舗店舗を集めた商業施設への脱皮を進めるための経営策略の一環となる。

市場側は「知的財産権保護特別基金」から約 300 万元を支出し、テナント料の返還や改装費用に充てる。（京華時報 2007 年 7 月 3 日）

#### ★★★5. 老舗のブランド価値番付、トップは「茅台」★★★

中国の老舗を示す「中華老字号」の認定を受けたブランドの番付「第 2 回中華老字号ブランド価値 100 強」が 7 月 10 日、発表された。トップは蒸留酒で知られる「茅台」で、ブランド価値は 145 億 2600 万元。2 位は「五糧液」（蒸留酒）の 130 億 4200 万元、3 位は「利群」（たばこ）の 51 億 1900 万元だった。100 位の「楚河」（魚肉めん）は「茅台」の 1450 分の 1 に当たる 1000 万元で、同じ老舗の中でも、ブランド価値には大きな差がある。

同番付は、中国商標研究院（www.brandcn.org）が昨年から発表しているもので、今年  
は2回目。商務部が06年に発表した第1回認定リストの430ブランドが対象。ブランド  
価値が1億元を超えたのは117ブランド、100億元を超えたのは「茅台」と「五糧液」の  
みだった。（東方今報 2007年7月10日）

**★★★6. 北京で「国際著作権フォーラム」、各国から参加者★★★**

国家版權局と世界知的所有権機関（WIPO）の共催する「2007国際著作権フォーラム」が  
18日、北京で開幕した。

国家知的財産権保護チームのトップを務める呉儀副総理は祝賀メッセージを送り、フォ  
ーラムのテーマが「インターネットの著作権の保護と産業の発展」であることについて、  
非常に現実的な意義を持つものと指摘。さらに「今年6月の『WIPO著作権条約（WCT）』  
と『WIPO実演・レコード条約（WPPT）』の中国での正式発効は、知的財産権の保護に対する  
中国政府の明確な立場と断固たる決意を十分に体現するもの」と強調。「国際社会との協  
力を強化し、インターネット上の知的財産権保護を不断に促していきたい」と述べた。

フォーラムは、著作権の保護がインターネット産業の発展に与える影響、健全な市場経  
済秩序の構築におけるその役割など重要な問題を、グローバルな視点で検討。中国、米国、  
欧州連合（EU）、日本などの政府機関、権利者組織、インターネット産業界、著作権学界  
などの代表200人余りが参加した。（新華網 2007年7月19日）

**★★★7. 「平谷大桃」の地理的表示、EUで承認へ★★★**

国家質量監督検験検疫総局（品質検査部門）は17日、地理的表示（GI）商品の相互指  
定について、欧州委員会農業総局を始めとする欧州連合（EU）代表団と会談し、各10銘  
柄の相互保護申請に関する文書を正式に交わしたと発表した。中国・EU間のGI相互指定  
の試行は実質的な段階に入った。

今回中国側が提示した10銘柄は、平谷大桃、竜口はるさめ、竜井茶、陝西リンゴ、東  
山ホワイトアスパラ、カン溪ザボン、金郷ニンニク、鎮江香酢、蠡県山芋、塩城ロブスタ  
ー。これら10銘柄はEUで承認され次第、EU25カ国で保護対象となる。（新華網 2007  
年7月18日）

**★★★8. 2010年までの5年間、ハイテク関連の特許倍増が目標★★★**

国家発展改革委員会は7月6日、「ハイテク産業発展第11次五カ年計画」を発表した。  
対象となる2006～2010年の間、国内ハイテク企業による特許出願件数を倍増させ、ハイ  
テク製造分野で独自開発による工業付加価値額の比率50%以上を目ざす。またハイテク製  
品の輸出では、独自の知的財産権を持つ独自ブランドの比率を15%程度とする目標を打ち  
出している。（新華網 2007年7月9日）

**★★★9. 中国、世界で初の「青少年知的財産権保護宣言」を発表★★★**

「第1回中国青少年創意大会」が7月24日、北京で開かれ、「創造型学生賞」を受賞  
した10人が、全国の青少年を代表して「中国青少年知的財産権保護宣言」を発表した。  
青少年による知財保護宣言の発表は、中国でも、世界でも初めて。

宣言は「中国の青少年は共に手を携え、創造精神を尊び、創造能力を高め、創造型人材  
を目指す。創造の成果を尊び、知的財産権を守り、海賊版を排斥する。知恵の両手をもっ  
て青春の輝かしい楽章をつむぎ出し、創造型国家の建設のために自分の力を捧げる」と述  
べる。

同宣言は、国家知識産権局、中国教育学会組織、全国各地の小・中・高計58校の共同  
提案により起草された。（中国青年報 2007年7月25日）

=====  
中国の知財関連情報全般、関係法規、本メールマガジンのバックナンバー等をご覧になりたい方は、ホームページにアクセスして下さい。

<http://www.jetro-pkip.org/>

本メールマガジンに対するご意見・ご質問・ご感想等がございましたら下記までご連絡下さい。

JETRO 北京センター知的財産権部

北京市建国門外大街甲 26 号長富宮弁公楼 7003 郵編 100022

TEL : +86-10-6528-2781, FAX : +86-10-6528-2782

E-mail : [post@jetro-pkip.org](mailto:post@jetro-pkip.org)

発行人 : JETRO 北京センター知的財産権部 部長 谷山 稔男

=====  
※本メールマガジンの新規配信・アドレス変更・停止につきましては、お手数ですが以下にアクセスして、ご自身でご登録頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

<https://www.jetro.go.jp/mreg/subscribe?id=3590>

=====  
Copyright JETRO Beijing IPR Department, all rights reserved